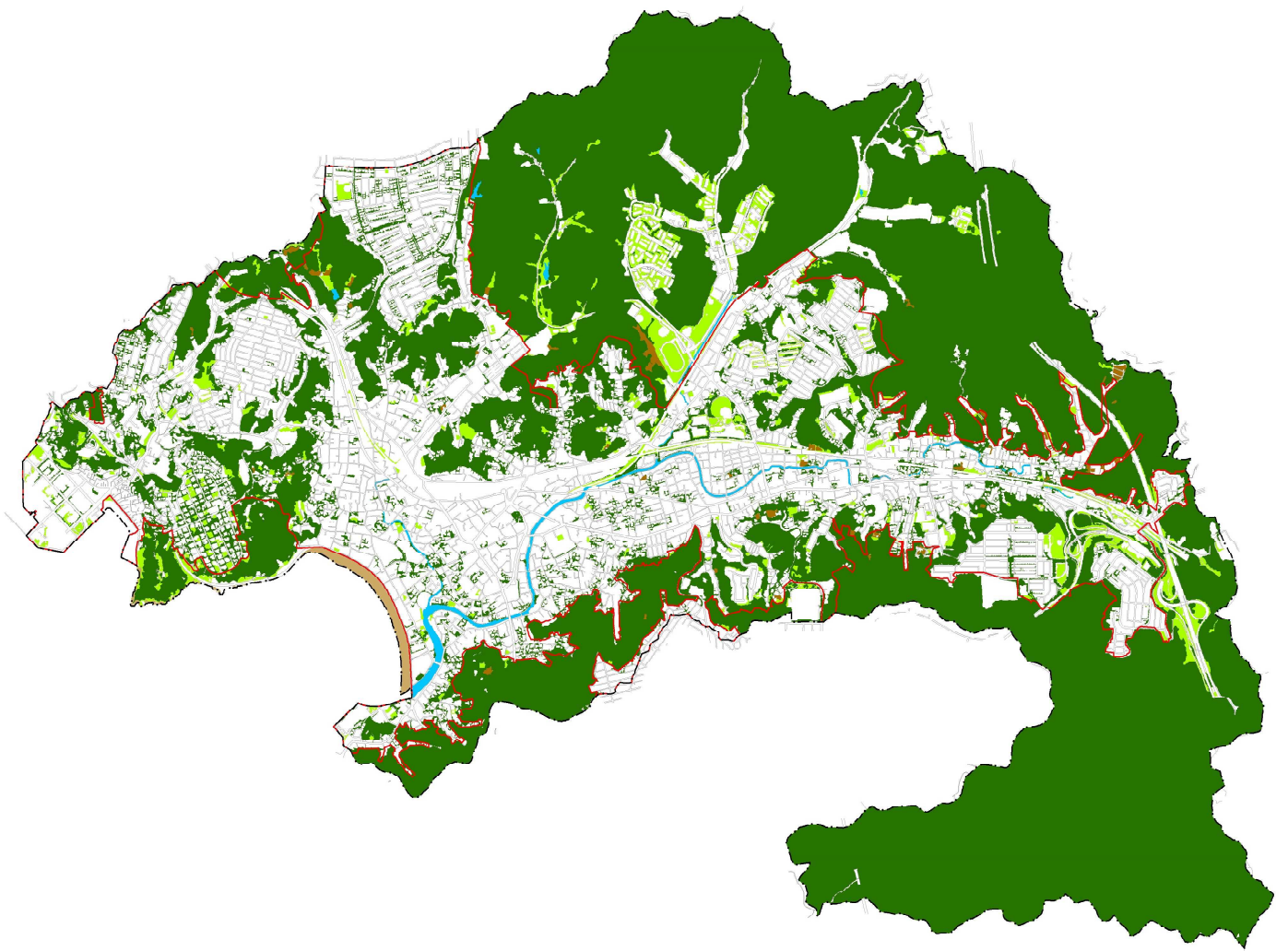


逗子市緑の基本計画（改定） 概要版（案）



平成 29 年 11 月

逗子市 環境都市部 緑政課

計画の前提

1. 緑の基本計画とは

逗子市緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定される計画であり、緑地の適正な保全、緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために策定するものです。

2. 計画改定の背景と目的

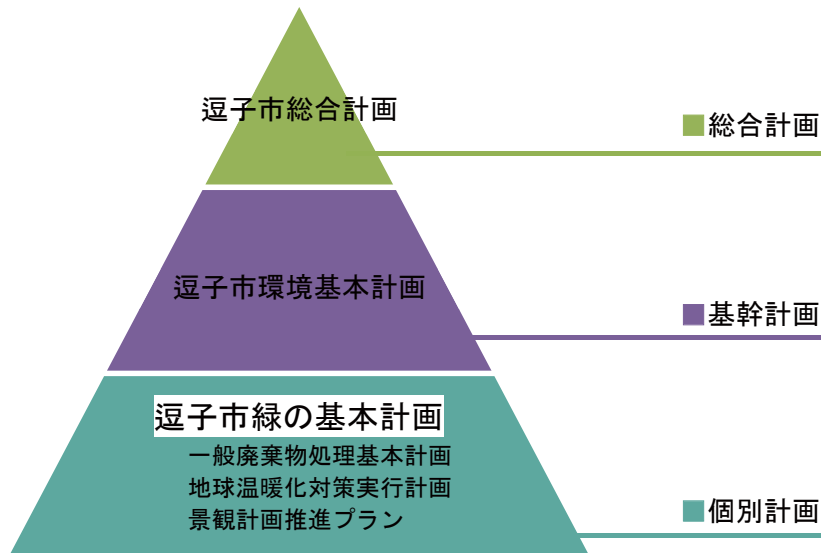
逗子市は、青い海に面し、三方をみどり豊かな丘陵に囲まれた美しい都市です。逗子市では1996年（平成8年）に逗子市緑の基本計画を策定し、その後、2006年（平成18年）に計画を改定し現在に至っています。

改定後10年以上が経過し、2015年（平成27年）には上位計画である逗子市総合計画及び逗子市環境基本計画が改定されるとともに、2017年（平成29年）には根拠法である都市緑地法が改正されました。また、近年は地球温暖化の進行や地震・豪雨・台風への防災・減災対応、少子高齢化の進行など社会情勢の変化とともに、生物多様性の保全やみどりに対する市民ニーズの変化など、みどりを取り巻く状況は大きく変化しています。

このような中で、これまでの計画の成果を活かしつつ、新たな状況に適切に対応し、逗子市のみどり施策を総合的・計画的に展開するため、逗子市緑の基本計画を改定します。

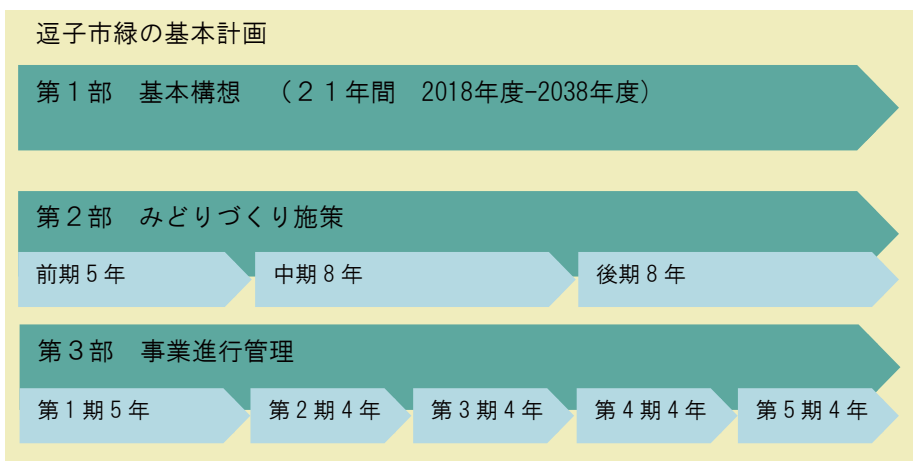
3. 市全体における計画の位置づけ

逗子市緑の基本計画は、「逗子市総合計画」「逗子市環境基本計画」に基づく個別計画に位置づけられています。



4. 計画の期間

逗子市緑の基本計画は、2038年度（平成50年度）を目標とし、第1部基本構想は2018年度（平成30年度）から2038年度（平成50年度）までの21年間を計画期間とします。



基本構想

1. 基本理念

首都圏に残された貴重な財産である自然を保全し、次世代に引き継ぐことは、健康で快適な生活環境を確保していくうえで重要・不可欠であり、わたしたちの責務です。

また、市街地においても、逗子の地域特性を最大限に発揮できるよう、潤いや安らぎのある環境を創造するとともに、緑地の保全や住宅地の緑化を進めていきます。

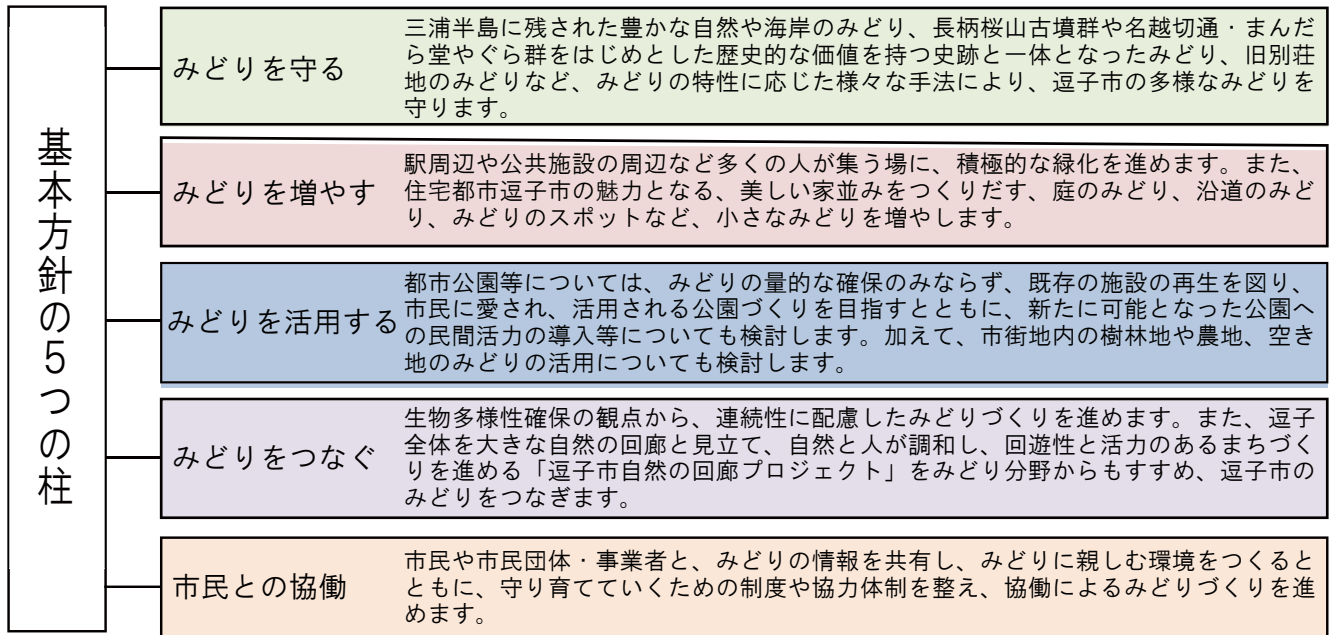
わたしたちは、逗子の海・山・川、そしてまちなかの名所を回廊としてつなぎ、市民が様々な生き物等と接する中で、学び、安らぎ、遊び、憩うことができる環境づくりを進め、自然と人の共生するまちづくりを進めていきます。

自然を大切にするまち

2. みどりの将来像

- ・ 自然を楽しむだけでなく、自然を知り、学ぶことのできるまち
- ・ 自然を壊すのではなく、活かすまち
- ・ 建物と緑が渾然一体となったまち並み、海・山・川の生気に満ちたまち

3. 基本方針



4. 計画の目標水準（暫定値）

目標年次 2038 年度（平成 50 年度）及び中間年次 2031 年度（平成 43 年度）における緑地の確保目標量は以下のとおりを設定します。

①緑地の確保目標水準

緑地確保目標量	市街化区域面積に対する割合（A）	都市計画区域面積に対する割合（B）
2031年度 (平成43年度)	概ね 166.9ha 20.1%	概ね 759.5ha 44.0%
2038年度 (平成50年度)	概ね 167.2ha 20.1%	概ね 989.9ha 57.3%

②緑被率の目標

みどりのまちづくりの目標として、緑被率の目標を設定します。

○市全域の緑被率 現況の緑被率約 63%の維持・向上に努めます。

みどりの将来構造

基本理念となっている「自然を大切にするまち」の実現に向けて、現在残されたみどりを保全するとともに、みどり豊かな都市環境を形成し、それらのネットワークを図るといった観点から将来構造を設定します。

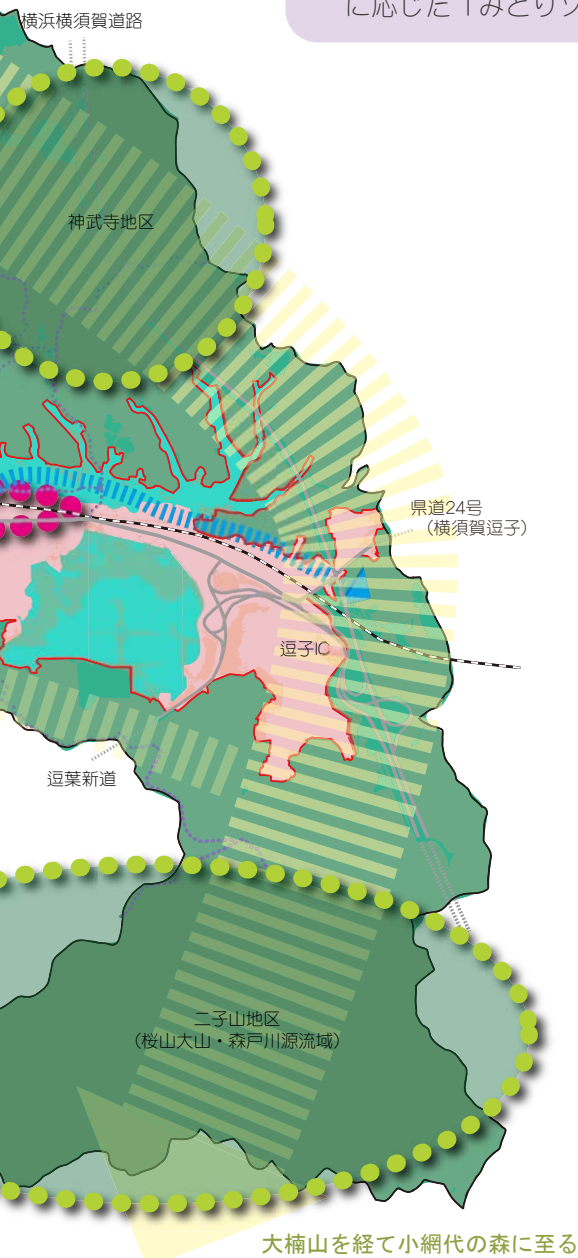


①みどりゾーン

凡例	名称	配置及び整備の方針
	骨格緑地 保全ゾーン	三浦半島の骨格を形成する大規模な緑地として、市街地を取り囲むように位置する樹林地を位置づけます。周辺の市町へ連なって良好な自然環境を形成しており、国・県と協議しながらそれぞれの樹林地の特性に応じた保全を図ります。
	自然共生ゾーン	市街地の縁辺部で、斜面樹林と、谷戸の低地部分に形成された住宅地が共存する区域を位置づけます。斜面樹林は、環境負荷の低減や防災、生物の生育・生息環境としても重要であるため、保全を図ります。
	環境住宅ゾーン	披露山庭園住宅、逗子海岸沿い元別荘地のみどり豊かで良好な住環境が形成された区域を位置づけます。現況のみどり豊かな環境を維持するため、披露山逗子海岸風致地区として保全を図るとともに、景観計画と連携しながら歴史的なみどり景観の形成を図ります。
	都市のみどり 創出ゾーン	多くの市民の都市生活の場となる市街地を位置づけます。みどり豊かで快適な生活環境の形成を図るよう、市街地の特性に応じた公園・広場の整備や緑化を図ります。

みどりの将来構造図

- みどりの将来構造図は、基本理念及び将来像の実現に向け、みどりの取り組みの拠点を「みどり拠点」、これらをネットワークするための「みどり軸」や、みどりの特性に応じた「みどりゾーン」の配置等について示しています。



②みどり拠点

凡例	名称	配置及び整備の方針
	大規模緑地拠点	二子山地区及び池子の森・神武寺地区については、一定のまとまりを持つ、エコロジカルネットワークの核となる緑地として、大規模緑地拠点と位置づけます。
	史跡保全拠点	名越切通や長柄桜山古墳群等については、国・県と協議しながら、史跡と周辺樹林について、一体的な保全と活用を促進します。
	駅周辺景観形成拠点	JR 逗子駅・京急新逗子駅周辺、JR 東逗子駅周辺については、自然を大切にす本市を象徴する地区として駅周辺景観形成拠点に位置づけ、景観計画と連携しながら重点的にみどりの創出を図ります。
	レクリエーション拠点	近隣公園以上の、第一運動公園、桜山中央公園、蘆花記念公園、大崎公園、久木大池公園、披露山公園、池子の森自然公園については、レクリエーション拠点に位置づけ、施設の適切な維持管理と機能の充実を図ります。
図面表示なし	小さなみどりの拠点	社寺林や街区公園、学校等については、市民生活に身近な小さなみどりの拠点として位置づけ、みどりの確保及び質の向上を図ります。

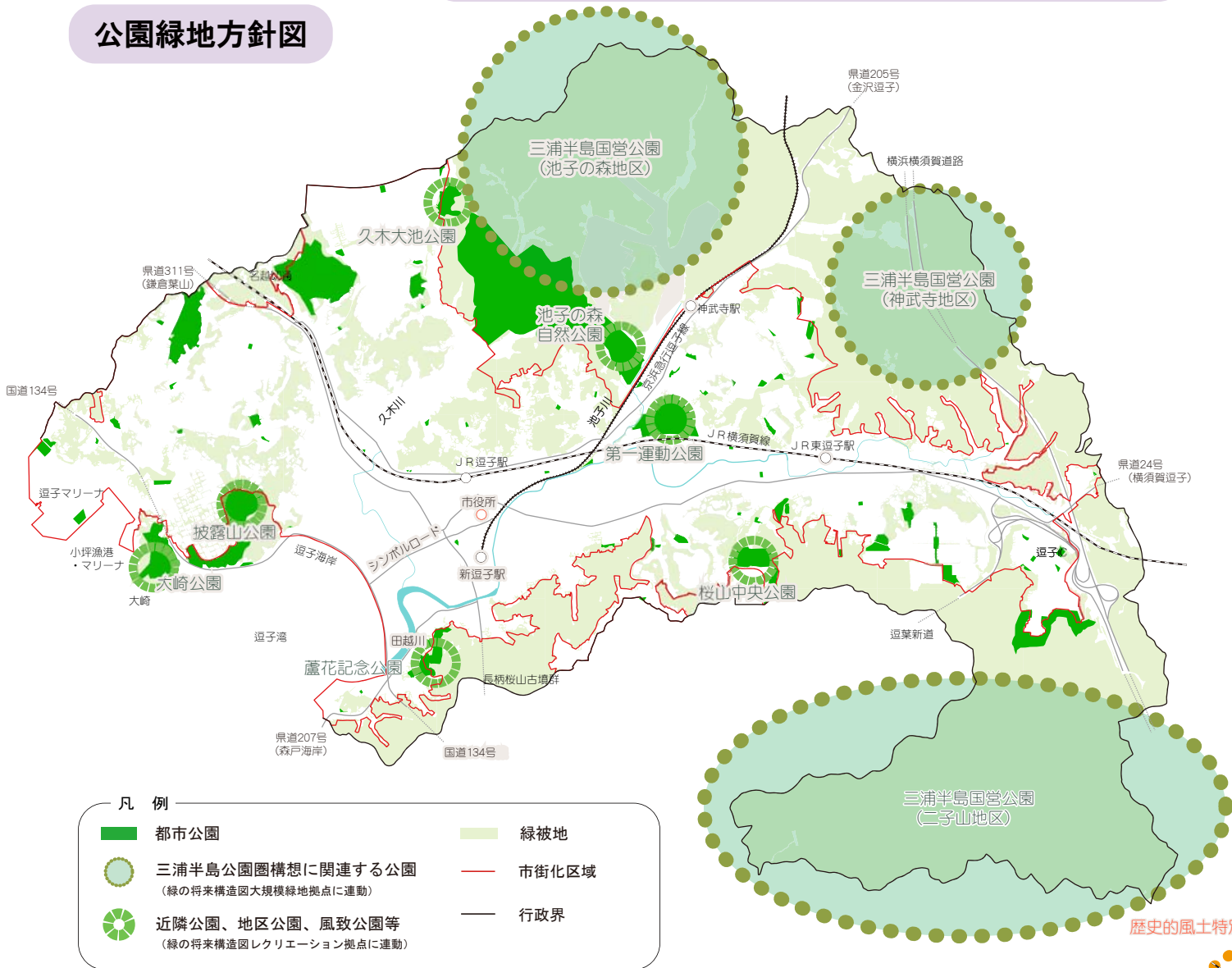
③みどり軸

凡例	名称	配置及び整備の方針
	河川軸	市街地内を通過し、海と丘陵部の骨格的緑地を結ぶエコロジカルネットワーク軸として、また、環境負荷低減を支える軸として、水辺環境の保全や緑化を図ります。
	自然海岸保全軸	連続的に自然海岸の景観・環境の保全を図ります。
	みどりと生きもののネットワーク軸	三浦半島から多摩丘陵へと連なる骨格的なみどりと、そこから逗子市全体に連なっているエコロジカルネットワークについて、みどりと生きもののネットワーク軸として位置づけ、可能な限りみどりの連続性の確保を図ります。
	自然の回廊軸	逗子全域を一つの大きな「自然の回廊」と見立てて、自然と人が調和し、回遊性と活力のあるまちづくりを図ります。

都市公園等の方針

公園緑地方針図は、みどりの将来構造図に基づき、市民生活に身近な公園や市の特徴となる規模の大きな公園など、公園・緑地の配置や整備の方針を示しています。

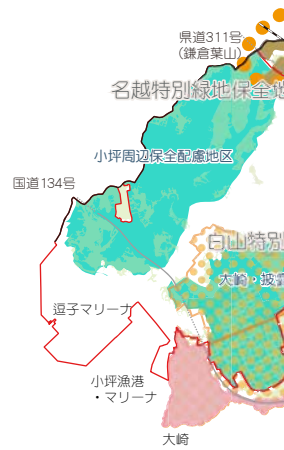
公園緑地方針図



緑地の保全を重点的に進める地区の方針

緑地の保全を重点的に進める方針図

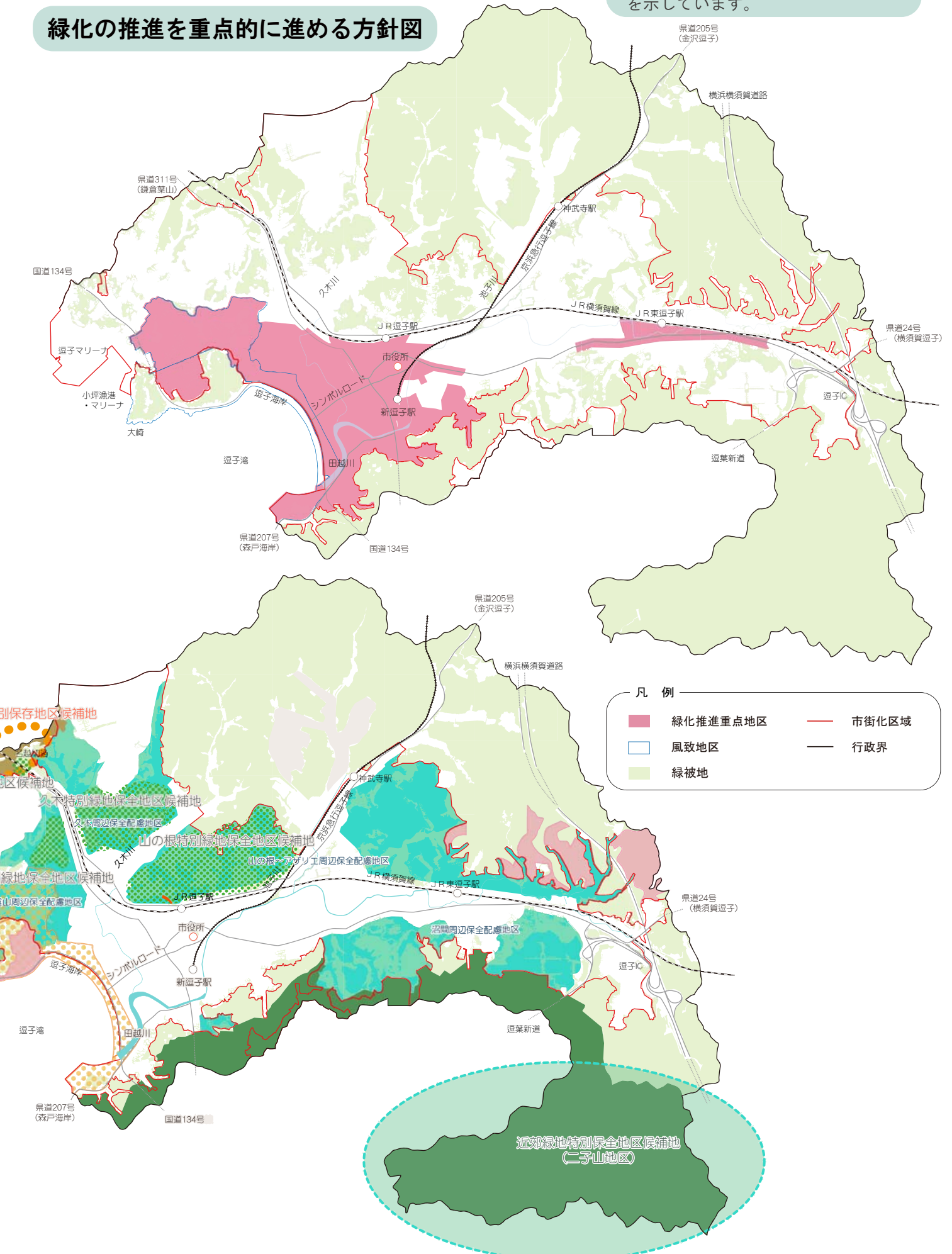
緑地の保全を重点的に進める方針図は、規模の大きな地域制緑地を中心とした樹林地保全の方針を示しています。
特に保全の必要性の高い市街化区域内の樹林地に保全配慮地区を、中でも緊急性の高い地区に特別緑地保全地区候補地を位置づけています。



緑化を重点的に進める地区の方針

・緑化の推進を重点的に進める方針図は緑化を重点的に進める緑化推進重点地区を位置づけるなど、緑化推進の方針を示しています。

緑化の推進を重点的に進める方針図



みどりづくりの施策

基本方針の5つの柱をもとに、個々のみどりづくり施策の展開を図っていきます。

基本方針	みどりづくり施策	◎重点施策 ・その他の関連する取り組み
みどりを守る	(1) 身近なみどりを守る	◎特別緑地保全地区及び保全配慮地区の指定推進 ・市民の森の活用と維持整備の推進 ・市民協力による樹林の維持管理体制の構築 ・保存樹林・樹木制度の充実 ・市民緑地制度の活用 ・社寺林、屋敷林の保全 ・景観資産等の指定推進 ・緑地保全のための優遇制度の検討 ・風致地区条例の適正な運用
	(2) 歴史的なみどりを守る	◎名越切通周辺の保全推進 ・歴史的建造物と一体となったみどりの保全 ・長柄桜山古墳群の保全推進
	(3) 水辺の環境を守る	◎海岸の保全・美化の推進 ◎河川の多自然化の推進 ◎水洗化の普及等による水質改善 ・海辺のまちなみ景観の保全 ・森戸川源流域の一体的な保全 ・養浜対策の推進
	(4) みどりを復元する	◎里山活用事業の推進 ・開発時における樹林の保全及びみどりの復元の実施
みどりを増やす	(1) 公共施設にみどりを増やす	◎市民参加による公共施設緑化の推進 ・花咲計画等への協力 ・公共公益施設の計画的緑化 ・ポケットパーク等の整備 ・まちのビotopeづくりの推進
	(2) 民有地緑化を推進する	◎みどりのまちなみ景観形成の推進 ・緑地協定等の締結推進 ・オープンガーデンの実施
みどりを活用する	(1) 親しまれる公園をつくる	◎池子の森自然公園の整備・活用 ・公園長寿命化計画の推進 ・公園の活性化に関する協議会設置の検討
	(2) 多機能の公園をつくる	◎公園の多面的な活用方策の検討 ・公園の配置と機能の再編等に関する検討 ・高齢者や障がい者も気軽に利用できる公園づくり ・防災に配慮した公園づくり
	(3) 市街地内の樹林地や農地、空き地のみどりを活用する	◎市街地内の樹林地や農地、空き地の活用 ・市民緑地制度の活用等の検討 ・生産緑地地区の保全・活用策の検討
みどりをつなぐ	(1) 生物多様性を確保する	◎外来生物による被害の防除 ・三浦半島国営公園構想の推進 ・生態的連続性の確保 ・自然林の積極的保全 ・道路緑化の推進 ・みどりと生きもののネットワーク軸の普及啓発 ・多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域連携会議への参加
	(2) 歩行者のネットワークを形成する	◎自然の回廊プロジェクトの推進 ・河川管理用通路の遊歩道化 ・日常的な歩行者ネットワークの形成推進 ・ハイキングコースの適正な維持管理
市民との協働	(1) 協力体制をつくる	◎アダプトプログラムの推進 ・団体間の連携推進 ・学校との連携推進 ・リーダー等の育成 ・各種奨励金、助成金制度の見直し ・顕彰制度の検討
	(2) 条例等を整備・活用する	◎みどり条例の運用 ・景観計画・景観条例の活用と連携 ・まちづくり条例等の推進 ・良好な都市環境をつくる条例の推進
	(3) PRを充実する	◎多角的な緑化教育の推進 ・ホームページの活用 ・景観まちづくりと連携したみどりづくりの推進 ・市民参加によるみどりの調査の推進 ・市民参加による自然観察や体験の機会の創出
	(4) 基金を活用する	◎基金の有効活用の推進 ・マッチングギフト等の推進 ・基金の積み立て推進

お問い合わせ

返子市 環境都市部 緑政課 〒249-8686 神奈川県返子市返子5丁目2番16号 電話番号 046-873-1111